

# 答 申 書

和光市介護保険条例第15条の規定に基づき、令和8年2月2日付けの諮問事項について、次のとおり答申する。

## 諮問事項

- 1 令和7年度埼玉県和光市介護保険特別会計補正予算（第3号）（案）について
- 2 令和8年度埼玉県和光市介護保険特別会予算（案）について
- 3 介護保険事業の見直しについて
- 4 和光市介護保険条例の改正について

諮問事項について原案どおり承認する。ただし、諮問事項3については、次期計画策定時において検討することを要望する。

令和8年2月17日

和光市長 柴崎 光子 様

和光市介護保険運営協議会  
会長 菅野 隆